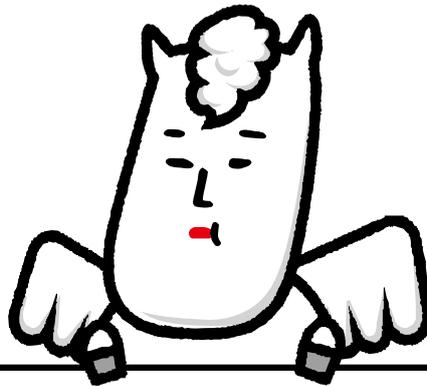


白馬村屋外広告物のしおり

白馬村屋外広告物特別規制地域とは	2 ページ
屋外広告物とは	3 ページ
設置が禁止されている広告物	4 ページ
屋外広告物を表示設置する基準	5 ページ
案内用広告物設置禁止区域	7 ページ
各種申請	9 ページ
管理義務、罰則	10 ページ



白馬村は平成8年10月1日から
長野県屋外広告物条例による特別規制地域指定されています。



はじめに

社会経済活動あるいは文化活動に伴い、街にはたくさんの屋外広告物が表示設置されています。

屋外広告物は、街のにぎわいを演出しながら、道行く人々に様々な情報を提供しています。しかし、無秩序に氾濫すると街の美観を損ねるほか、適正な維持管理を欠いた場合には公衆に危害を及ぼすおそれがあります。

天恵の美しい自然環境を有する白馬村は、これを将来に向かって伝えるべき大切な財産として捉え、平成5年より景観形成重点地域の指定を受けています。

そして、さらに屋外広告物についても独自のルールをつくり、秩序ある美しいものとしていくため、長野県屋外広告物条例に基づく屋外広告物特別規制地域の指定を受けました。

屋外広告物を掲出するにあたってのルールを、設置者はもとより、広く村民の皆様にご理解いただくことを目的として、屋外広告物条例の基本的な内容も加えながら、特別規制内容を説明しますので、美しい地域づくりのため、皆様のご協力をお願いします。

平成29年4月改定

白馬村

白馬村屋外広告物特別規制地域とは

○外広告物特別規制地域とは（長野県屋外広告物条例第9条）

地域の特性を生かした良好な景観の形成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所を、市町村長の申出により、屋外広告物特別規制地域として指定するものです。

平成8年10月1日に白馬村全域が指定されました。

○指定されたらどうなる？

①看板の用途が規制されます。

独立した企業広告・商品広告の類は設置できません。

②用途ごとに面積、高さ等の基準ができます。

屋上には設置できません。

③案内用看板を設置できない区域があります。

④広告物の表示、設置、改造に許可が必要になります。

○既存の屋外広告物はどうなるのか？

①許可基準に適合する看板は、施行日より3年間に許可を受けてください。

②許可基準に適合しない看板は、施行日より3年間（又は6年間）に撤去するか改造してください。

○新しく設置（又は作り変え）する場合はどうするのですか？

基準に適合するものにしてください

○特別規制地域の許可制度

特別規制地域内に広告物を表示、又は設置する場合には村長の許可が必要になります。

定義

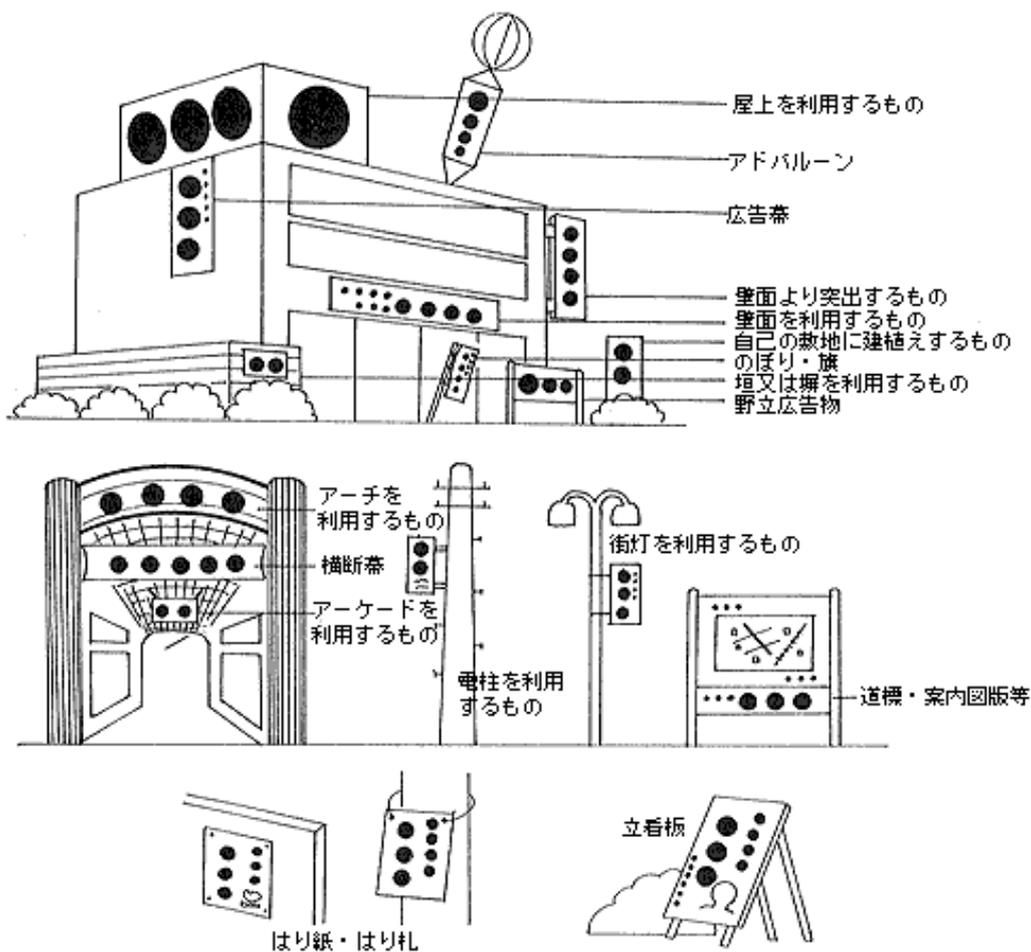
屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」を指します。内容が営利的なものかどうかは問いません。

ただし、街頭で配付されるチラシや宣伝放送、建築物やバスの中など屋内に表示される広告物は、屋外広告物には該当しません。

具体的には、次のようなものがあります。

- ・ 広告塔・電光ニュース・横断幕・袖看板・広告板・アドバルーン・立看板・電柱広告
- ・ 壁面広告・はり紙、はり札



禁止広告物

設置が禁止されている広告物

○表示・設置が禁止されている広告物

美観風致の維持向上と公衆への危害の防止を図るため、表示設置することが禁止されている広告物があります。（屋外広告物条例第3条）

- ・あまりにあざやかな色を使用したもの（地色に彩度15以上の色を使用したもの）
- ・蛍光塗料または夜光塗料を使用したもの
- ・ひどく汚れたり、色あせたり、または塗料などのはがれたもの
- ・破損または老朽のひどいもの、倒壊または落下のおそれのあるもの
- ・裏面が塗装されていないもの

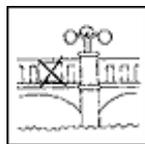
* 広告物の色の彩度

彩度とは、色のあざやかさを言い、マンセル色票系ではこれを数値化しています。

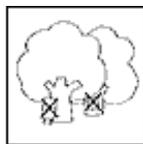
彩度が低いときのイメージ……地味、おだやか、おとなしい、渋い
彩度が高いときのイメージ……派手、活発、新鮮、強い

○屋外広告物を掲出できない物件

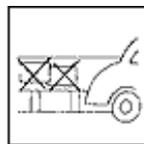
もともと広告物を表示設置する物件ではなく、広告物を表示設置されると美観を害するおそれがある公共的な性格のものを禁止物件としています。（屋外広告物条例第2条）



橋



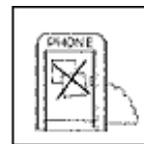
街路樹など



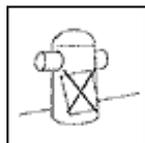
さくなど



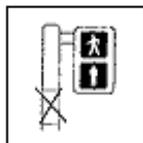
銅像など



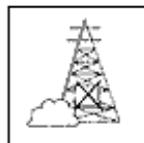
電話ボックス



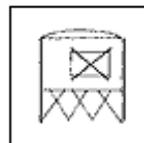
火災報知器
消火器など



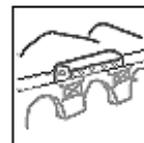
信号機
標識など



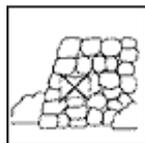
送電塔



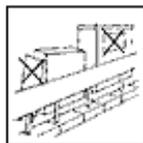
貯水塔



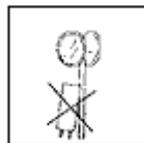
高架構造物



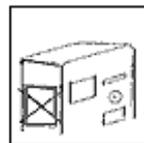
よう壁



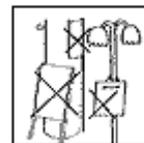
路上変電塔



カーブミラー



パーキングチケット
発給設備



電柱・街路灯柱
(はり紙・はり札・立看板)

ただし、次の場合は適用除外として認められています。

- ・公職選挙法等の規定に基づく選挙運動のためのもの
- ・法令で義務づけられたもの

設置基準

屋外広告物を表示設置する基準

○表示・設置が禁止されている広告物

- ・屋上広告物（屋根への表示を含む）
- ・動光、点滅照明その他これらに類するもの
- ・反射光のある素材を使用するもの

○自己用広告物

自己用広告物（自己の氏名、事業または営業に関し、自己の住居・事業所・営業所等に表示設置するもの）の許可基準は次のとおりです。

- ・表示面積の合計が 10 平方メートル以下であること
- ・その他の基準（下表）

区分	項目	基準
建築物の壁面を利用した広告物	表示できる面積及び個数	壁面の面積の 5 分の 1 以下とし、建築物について 1 個
袖看板	壁面からの出幅	1.5m 以下
	その他	壁面の上端を越えないこと
地上に設置する広告物等	表示できる面積及び高さ	1 面の表示面積は 5 m ² 以下とし、高さは 6m 以下であること
	道路後退	1m 以上
	その他	掲示板にあつては、掲示物の飛散処置が施されていること

○著名な地点または公共的な施設への案内のためのもの

項目	基準
規格	短辺の長さが 1.8m 以下で、短辺の長さとし長辺の長さの比が概ね 1 : 1.6 となる長方形 (1 m ² 以下のものはこの限りでない)
地上からの高さ	6m 以下
個数	1 地点または 1 施設について 2 個以内であること

○道路の名称を表示するものまたは集落への案内のためのもの

項目	基準
規格	短辺の長さが 1.8m 以下で、短辺の長さとし長辺の長さの比が概ね 1 : 1.6 となる長方形 (1 m ² 以下のものはこの限りでない)
地上からの高さ	6m 以下

○集落内の案内図

項目	基準
表示面積	1 面 10 m ² 以下で、片面又は両面のもの

○スキー場の案内または誘導のためのもの

項目	基準
個数	1 スキー場について 2 個以内（冬期間の仮設的なものを除きます）
表示面積	1 面 5 m ² 以下で、片面又は両面のもの
集合化	できるだけ近隣のスキー場で集合化して掲出してください

○スキー場内のコースおよび施設の案内のためのもの

項目	基準
表示面積	1 面 10 m ² 以下

○著名な地点または公共的な施設への案内のためのもの

項目	基準
規格	短辺の長さが 1.8m 以下で、短辺の長さと同辺の長さの比が概ね 1 : 1.6 となる長方形 (1 m ² 以下のものはこの限りでない)
地上からの高さ	6m 以下
個数	1 地点又は 1 施設について 2 個以内であること

○白馬村内で営業する事業所（ホテル・旅館・ペンション・営業施設等）への案内のためのもの（案内用広告物）

項目	基準
表示面積	1 面 0.5 m ² 以下かつ 1 個の表示面積 1 m ² 以下
地上からの高さ	6m 以下
設置場所	別表に掲げる地域には設置できません。
その他	近隣の事業所又は営業所施設等で集合化に努めることとし、この場合にあっても、全体の表示面積は 1 面 5 m ² 以下で高さは 6m 以下とします。

○その他の広告物

項目	基準
用途等	屋外広告物の表示面の一部にこの広告物の用途以外に表示するもの（スポンサー名の表示等）
表示面積	1 面の表示面積の 20 分の 1 以内

○適用除外となる広告物

次の広告物は、白馬村屋外広告物特別規制地域でも表示設置できます。

- ・ 公職選挙法による選挙運動のために表示設置するもの
- ・ 道路標識など法令の規定により表示設置するもの
- ・ 国・地方公共団体が公共目的のために掲出するもの
- ・ スポーツ大会または文化事業のために主催者等が表示設置するもの
- ・ 祭典その他年中行事等のために表示設置するもの
- ・ 過去に白馬村と協定を締結してある広告物等
- ・ 営利を目的としないもので、次に掲げるもの
交通安全・公衆衛生・水火災警報その他公益に関する宣伝広知のためにするもの
会合その他催し物に関するもの
はり紙・はり札・立看板及び広告幕類
報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

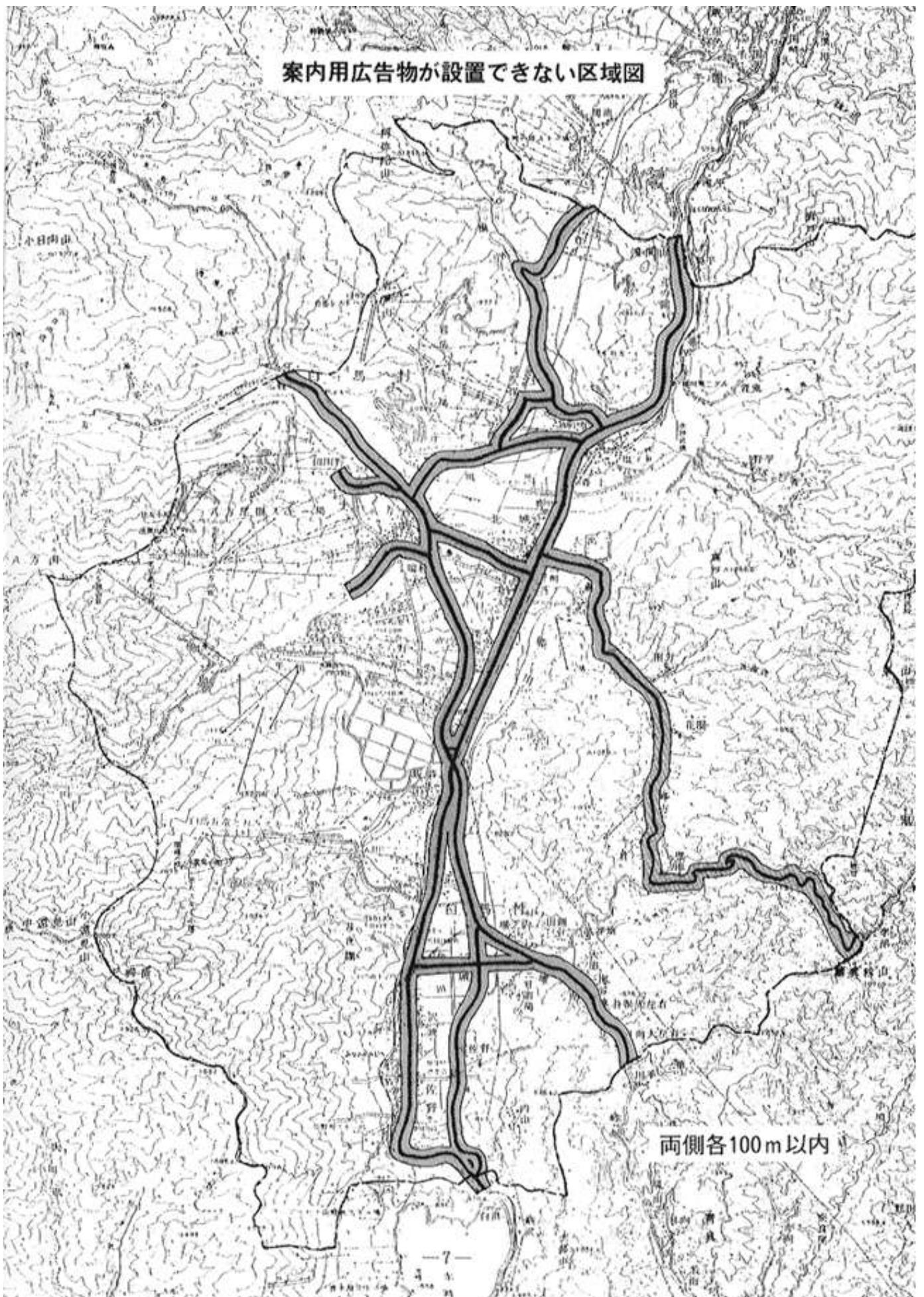
○自己用広告物の表示面積の算定方法

自己用広告物の面積算定は、原則として、自己の事業所等およびその敷地内に表示または設置されている全ての広告物等の表示面積を合計して計算します。

案内広告物設置禁止区域

接 続 す る 道 路 等		範 囲
種類及び名称	区 間	
一般国道 148 号	白馬村と大町市との境界 ～ 白馬村と小谷村との境界	両側各 100メートル以内 (区域図を参照)
一般国道 406 号	一般国道 148 号との交差点 ～ 白馬村と小川村との境界	
県道白馬美麻線	白馬村と大町市との境界 ～ 一般国道 148 号との交差点	
県道白馬岳線	一般国道 148 号との交差点 ～ 終点	
県道千国北城線	一般国道 148 号との交差点 ～ 白馬村と小谷村との境界	
村道 0105 号 (オリンピック道路)	一般国道 148 号との交差点 ～ 県道白馬美麻線との交差点	
村道 0212 号 (ジャンプ台線)	村道 0105 号線との交差点 ～ 白馬ジャンプ競技場	
村道 1082 号 (通学路線)	一般国道 148 号との交差点 ～ 県道白馬美麻線との交差点	
村道 2203 号 (咲花線)	県道白馬岳線との交差点 ～ 終点	
村道 3146 号 (新田線)	県道千国北城線との交差点 ～ 村道 0105 号線との交差点	
村道 3149 号線 (農道 1 号線)	一般国道 148 号との交差点 ～ 県道白馬美麻線との交差点	

案内用広告物が設置できない区域図



※ 上記の地図で指定する区域には、案内広告物は設置できません。

各種申請

○新たに広告物を設置する・既存のものを改造する場合 (設置・改造) 許可・更新申請書 <様式第1号>

屋外広告物を新たに設置する場合、または改造する場合には、許可申請が必要です。

「広告物等表示(設置・改造)許可・更新申請書(様式第1号)」に必要事項を記入し、下記の図面等を添付して総務課へ提出してください。

※自己用広告物のうち、表示面積が3㎡以下のものは申請不要です。

※屋上に表示または設置するもの、動光・点滅照明・反射素材を使用したものは、いずれの場合でも設置できません。

添付書類

- ・ 付近の見取図(方位・道路・目標となる地物を記載)
- ・ 敷地上の配置図(道路からの距離、建物との関係を表示)
- ・ 広告物の設計図(内容・寸法・色彩のわかるもの)
- ・ 設置場所の写真

○既に許可を受けている広告物の許可を更新する場合 (設置) 許可更新申請書 <様式第2号>

屋外広告物の設置許可は有効期間が3年間です。

許可の有効期間が切れた場合は、許可更新申請が必要です。

「広告物等表示(設置)許可更新申請書」に必要事項を記入し、下記の図面等を添付して総務課へ提出してください。

添付書類

- ・ 付近の見取図(方位・道路・目標となる地物を記載)
- ・ 敷地上の配置図(道路からの距離、建物との関係を表示)
- ・ 広告物の設計図(内容・寸法・色彩のわかるもの)
- ・ 設置場所の写真
- ・ 広告物等安全点検報告書(様式第3号)

広告物を設置する皆さんへ

義務と違反者の罰則

○管理義務

広告物の表示設置者は、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにして、良好な状態を保持しなければなりません。

○定期的な点検の実施

屋外広告物の管理者は、日常の補修・管理に加え、「定期的な点検」を行うことが義務付けられています。

点検項目は、本体及び取付け部の変形・腐食等、ボルト及びビス等のサビ・緩み等、表示面の破損・剥離・汚染・退色・変色等、その他の照明等の取付け状態等を確認してください。

※貼り紙、貼札、立看板類、アドバルーン、壁面広告及び法令等により表示・設置が義務付けられている広告物を除く

※表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に点検結果の報告書を提出する必要があります。

※高さ4メートルを超える屋外広告物は、屋外広告士又は長野県屋外広告物条例施行規則で定める者（建築士、電気工事士、その他）が点検を行う必要があります。

○除却義務

許可期間が満了したときや、許可が取り消されたりしたとき、または表示設置の必要がなくなったときは、ただちに広告物を除却しなければなりません。

○罰則

次のような場合には50万円以下の罰金に処せられることがあります。

- ・禁止されている地域や物件に表示設置したとき
- ・許可が必要なのに許可を受けなかったとき
- ・村長の改修、移転、除却の命令に違反したとき
- ・届出をせずに屋外広告業を営んだときなど

※違反広告物は強制的に撤去される場合があります。

広告物等表示（設置、改造）許可申請書

年 月 日

白馬村長 宛

住 所

電話番号

氏 名



〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり広告物等を表示（設置・改造）することを許可してください。

表示・設置場所			
都市計画区域		都市計画区域	都市計画区域外の区域
表示面積の合計		m ²	数量
地色の彩度			
種類及び規模等	地上設置広告物	面積	縦 m 横 m = m ² × 面
		高さ	m
		道路後退	m
	壁面広告物	表示面積	m ²
		壁面積に対する割合	%
	袖看板	面積	m ²
壁面からの出幅			
添加する広告物の有無	有 無	面積	m ²
表示・設置期間	年 月 日から 年 月 日まで		
管理者又は管理予定者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
工事施工者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
工事完了予定日	年 月 日		

備考

- 1 広告物等の規模等欄は、該当する部分のみ記入してください。
- 2 見取図、配置図、広告物の図面（寸法・色彩等を表示）、写真を添付してください。

広告物等表示（設置）許可更新申請書

年 月 日

白馬村長 宛

住 所

電話番号

氏 名



〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり広告物等の表示（設置）許可を更新してください。

表 示 ・ 設 置 場 所				
都 市 計 画 区 域		都市計画区域	都市計画区域外の区域	
表 示 面 積 の 合 計		m ²	数 量	
地 色 の 彩 度				
種 類 及 び 規 模 等	地上設置広告物	面 積	縦 m 横 m = m ² × 面	
		高 さ	m	
		道 路 後 退	m	
	壁 面 廣 告 物	表 示 面 積	m ²	
		壁面積に対する割合	%	
	袖 看 板	面 積	m ²	
壁面からの出幅				
添加する広告物の有無		有 無	面 積 m ²	
表 示 ・ 設 置 期 間		年 月 日から	年 月 日まで	
管理者又は管理予定者		住 所		
		氏 名		
		電 話 番 号		
前 回 許 可		年 月 日	第 号	

備考

- 1 広告物等の規模等欄は、該当する部分のみ記入してください。
- 2 見取図、配置図、広告物の図面（寸法・色彩等を表示）、写真を添付してください。

広告物等安全点検報告書

年 月 日

白馬村長 宛

(報告者) 住 所

電話番号

氏 名



法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

該当に○ (表示者 ・ 設置者 ・ 管理者)

次のとおり安全点検を実施しました。なお、記載の内容は事実に相違ありません。

1 屋外広告物の安全性 (表示者、設置者又は管理者のいずれかが記入してください。)

屋外広告物の概要	許可を受けている場合の内容	第 号 (有効期限 年 月 日)		
	広告物等の種類及び高さ	屋 上・壁 面・袖看板・地 上・その他 ()	高さ m ※屋上・地上に設置するものは、設置面 (地面等) からの高さ。袖看板等の壁面に設置するものは、支持部を含めた本体の高さ。	
	設置場所			
	設置年月日	年 月 日 (年経過)		
点検結果への対応及び安全性の判断	<input type="checkbox"/> 異常のあった箇所は改善を完了し、安全上の問題はない。 <input type="checkbox"/> 現時点で安全上の問題はないが、次回点検までの間、補修その他の日常管理を行い、広告物等を良好な状態に保持する。 <input type="checkbox"/> その他 ()			

※必要に応じ裏面に、点検の結果又はそれに基づく補修等の措置による改善状況の写真を添付すると。

2 点検の実施及び改善状況 (以下は、点検等を行った方が記入してください。)

点 検 者 <small>点検に資格を要する規模 (高さ4m超) の場合は点検者の資格名称</small>	氏 名				Ⓜ
	住 所	Tel			
資格名称	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者等 (帆布製造、広告美術) <input type="checkbox"/> その他 ()				
点 検 実 施 日	年 月 日		※許可の更新に必要な点検は、許可満了日の 60 日前から申請日までの間に行われたものでなければなりません。		
点 検 方 法	<input type="checkbox"/> 目視点検 <input type="checkbox"/> 標準点検 (近接目視、触診、打音その他必要な検査) <input type="checkbox"/> 詳細点検 (測定器具による構成部材の詳細な計測、検査)				
点 検 個 所 (該当項目に○)	点 検 項 目 (該当項目に○)	異常の有無		所 見 (異常の内容・改善措置の実施状況・管理上の課題等)	
(1) 基礎部 ・ 上部構造	傾斜・ぐらつき・ひび・隙間・さび・老朽化・その他	有	無		
(2) 支持部	接合部材の腐食・変形・隙間・破損、ボルト及びビス等のさび・緩み・欠落、滞水、その他	有	無		

(3) 取付部	アンカーボルト及びプレートの変色・変形・破損、溶接部・コーキングの劣化・はく離、柱・壁・スラブの取付け箇所及び周辺の異常、その他	有	無	
(4) 表示面	部材の腐食・破損・剥離・汚染・退色・変色等、ビス等の欠落、底部の腐食・水抜き孔の詰まり、滞水、その他	有	無	
(5) 照明部	点灯・発光の不良、部材の破損・変形・さび・滞水、周辺機器位（分電盤・配線・変圧器・スイッチ等）の劣化・破損、その他	有	無	
(6) その他	付属部品（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他）の腐食・破損、避雷針の腐食・破損、その他	有	無	

3 別紙（写真添付（点検結果、改善状況）、所見）

写真添付欄（点検結果、改善状況）	所見等記載欄
	◇箇所 ◇点検方法 ◇異常の内容・改善措置の実施状況等
	◇箇所 ◇点検方法 ◇異常の内容・改善措置の実施状況等

※写真の枚数により、適宜、欄を追加すること。

【お問合せ先】

○白馬村内の屋外広告物設置について

白馬村役場 建設課

TEL：0261-72-5000（代表）

FAX：0261-72-7001

E-mail：kensetsu@vill.hakuba.lg.jp

○長野県屋外広告物条例について

長野県庁 建設部都市・まちづくり課

TEL：026-235-7348（直通）

FAX：026-252-7315

大町事務所 建築係

TEL：0261-23-6524（直通）

FAX：0261-23-5632